

2012年（平成24年）12月21日

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見書

千葉県弁護士会

会長 齋藤和



今般、消費者庁が平成24年8月に公表した「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」（以下、この制度案を「本制度案」といい、同制度自体を「本制度」という。）に対し、当会は、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 本制度案を可及的速やかに法案化し、本制度を実現すべきである。
- 2 本制度の実現にあたっては、手続追行主体や対象事案の範囲等、より実効的な制度とするためのさらなる改善を検討すべきである。

第2 意見の理由

1 本制度の早期実現の必要性

個々の被害額が少額であり、かつ被害者が多数にのぼる場合が多い消費者被害を救済するための新たな訴訟制度については、従前よりその必要性が指摘されてきたところ、本制度案は、後記のとおりの課題はあるものの、かかる消費者被害の救済を実現する画期的なものであり、非常に高く評価できる。

しかも、本制度案においては、被告となる事業者の財産の隠匿・散逸等を防止すべく仮差押えの制度が導入されているところ、この点も、非常に高く評価できるものであり、是非とも維持されるべきである。

もっとも、本制度は、昨年12月に骨子が示され、消費者庁において今通常国会での立法化が表明されたものの、未だ法案化もなされていない。

しかしながら、多数の消費者を巻き込んだ消費者被害事件が依然として跡を絶たない現状に鑑みれば、かかる制度の導入は、一刻も早く実現されるべきであり、これ以上先送りされるべきではない。

そこで、当会は、可及的速やかに本制度案を法案化し、本制度を実現することを強く求めるものである。

2 本制度案の課題

当会としては、本制度の早期の実現こそを最優先に求めるものであるが、

消費者被害の救済をより実効性のあるものにすべく、以下のとおり本制度案の課題について意見を述べる。

(1) 手続追行主体

本制度案では、消費者契約法第2条第4項の適格消費者団体のうち、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体のみが、共通義務確認の訴えを提起できることとされている。

しかしながら、これまで消費者被害救済を担ってきた弁護団や被害者団体を追行主体から外すことになれば、その実績や経験を生かすことができない。したがって、手続追行主体の範囲としては、特定適格消費者団体以外の一定の要件を満たした被害者団体等も含めるのが望ましい。

この点を置くとしても、消費者契約法第2条第4項の適格消費者団体の認定要件は、消費者利益代表性、訴訟追行基盤等の観点から、比較法的にみても厳格な要件となっており、さらに厳しい要件を特定適格消費者団体に求める必要はないはずである。したがって、本制度における特定適格消費者団体の認定要件は、消費者契約法第2条第4項と同一のものとすれば十分である。

(2) 対象となる事案

本制度案においては、共通義務確認の訴えの対象となる事案については、以下のとおり限定されている。すなわち、①消費者と事業者との間に「消費者契約」が存在している場合、②損害賠償の請求に係る金銭支払義務に関しては物品、権利、役務等の消費者契約の目的となるものについて生じた損害又は消費者契約の目的となるものの対価に関するもの、③不法行為に基づく請求に関しては「民法の規定」による損害賠償の請求、と限定されている。

しかしながら、共通の原因によって多数の消費者が被害を受ける事案の典型である、個人情報流出に係る事案では、一般的に慰謝料を請求することとなるため、上記②により対象外となるし、契約関係のない事業者による個人情報流出の場合、上記①により対象外となってしまう。

また、同じく共通の原因によって多数の消費者が被害を受ける事案の典型である、有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案では、契約関係によっては上記①によって対象外となる可能性がある。

さらに、消費者に有利な無過失責任等を規定した金融商品取引法や製造物責任法等といった特別法に基づく損害賠償請求については、上記③により対象外となってしまう。

したがって、上記①ないし③の限定は、今後いずれも撤廃ないし見直

しが検討されるべきである。

(3) 被告の範囲

ア 本制度案では、事業者が、「相当多数」の消費者に対して金銭の支払義務を負う場合に、共通義務確認の訴えを提起することができるとしている。

しかし「相当多数」との要件では、かなりの人数の被害者が存在することが必要であるかのような誤解を生む虞がある。

そこで、共通義務確認の訴えを提起できる場合を、事業者が「相当数」の消費者に対して金銭の支払義務を負う場合とすべきである。

イ また、本制度案においては、対象となる権利が、消費者と消費者契約を締結した当該事業者に対する請求権に限定されているため、当該事業者の取締役や実質的経営者等に対する請求権は本制度の対象外となるものとしている。

しかしながら、通常、訴訟においては、事業者の役員等も、当然に当該事業者とともに被告となりうるし、安愚楽牧場事件、L&G事件を見てもわかるとおり、多数の被害を生む消費者事件の典型とも言える投資利殖商法、マルチ商法などでは、法人だけでなく、実際に利得を得ている取締役や実質的経営者に責任追及ができなければ、実効性のある被害者救済は実現できない。

そこで、会社法に基づいて第三者に対する個人責任を負うべき取締役等や事業者の実質的運営主体なども、本制度の被告となりうることを検討すべきである。

(4) 共通義務確認訴訟の訴訟要件

本制度案では、「簡易確定手続において届出債権の存否及びその内容を適切かつ迅速に判断することが困難と認められるとき」は裁判所が共通義務確認の訴えを却下できるとしているが、要件として抽象的であり、本制度による救済が必要な多くの事案が却下される虞がある。

そこで、共通義務確認訴訟を裁判所が却下できる場合を、「簡易確定手続において届出債権の存否及びその内容を多数の個別訴訟によるよりも適切かつ迅速に判断することが著しく困難であると認めるとき」等と限定すべきである。

(5) 通知及び公告費用

本制度案では、簡易確定手続開始の申立にあたり、申立団体が、通知及び公告に要する費用を予納しなければならないとされている。

しかし、簡易確定手続に移行するのは、共通義務確認訴訟で相手方に一定の共通義務が存在することが認められていることが前提であり、本来、

相手方が自主的に自己の費用負担において対象消費者に対して損害賠償を申し出るべきである。また、通知及び公告費用を申立団体が負担することになると、現在の適格消費者団体はいずれも決して財政的に盤石とはいえないことからすると、通知及び公告費用の負担を理由に本制度の利用を躊躇する事態も想定される。

したがって、通知及び公告費用については、相手方が負担するものとされるべきである。

(6) 情報開示命令

ア 本制度案においては、裁判所が情報開示を命ずることができるのは、あくまで当該相手方に対してのみであると解されるが、事業者が情報管理を第三者に委託している場合も多い。

したがって、対象消費者の氏名及び住所等が記載された文書についての情報開示命令については、事業者の委託先等の第三者を対象に含めるべきである。

イ また、情報開示命令の実効性を確保すべく、事業者が情報開示命令に従わない場合、過料を科すのみではなく、従わない期間に応じ金銭支払いを命じるといった間接強制類似の制度を導入すべきである。

以上